

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱いについて

<利用者の居宅訪問・本人面接について>

Q 居宅訪問・本人面接が出来ない場合、どのような対応をすればよいか。

A 当分の間、介護支援専門員の判断により、以下のような対応をお願いします。

①次の場合は訪問をせず、電話等による状況把握を実施してください。

- 介護支援専門員またはその関係者に風邪等の症状がある場合
- 施設により面会が謝絶されている場合
- 利用者やその家族から訪問を断られた場合

②次の場合は、出来るだけ訪問を避け、電話等で状況把握をしてください。

- 利用者の状態に変化がないことが見込まれ、居宅サービス計画の変更等を要しないなどの場合
- 利用者またはその関係者に風邪等の症状がある場合
- その他、①・③に該当しない場合

③次の場合は、検温・マスク着用を徹底した上で、玄関先等で短時間に行うなど、濃厚接触を避けながら、可能な限り訪問を実施してください。

- 新規居宅サービス計画作成の場合、状態の変化が見込まれる場合、要経過観察の場合など

※モニタリング結果や居宅訪問・本人面接ができない状況の記録を残してください。

<サービス担当者会議について>

Q 利用者・家族等の参加が出来ない場合、どのように開催すればよいか。

A 感染拡大を防ぐため、本人・家族等の参加が無くとも利用者の自宅以外での開催も可とします。内容については、本人・家族等に対し電話やメール等を活用し、情報の共有を図ってください。

Q サービス事業者の担当者も出席できない場合はどのような対応をすればよいか。

A 電話やメール等を活用し担当者に対する照会等により意見等を求め、情報の共有を図ってください。

※なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要です。

※介護支援専門員が、開催できないと判断した理由及び結果を記録に残してください。

本取扱いについては、一律に「訪問不要」「会議不要」等というものではありません。利用者と従事者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する対応をお願いします。

※介護予防支援事業所についても、同様の取扱いとします。

※本取扱いによる対応は、減算事由に該当しません。

※本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせします。